

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成 30 年 4 月 2 日

国土交通省 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 川瀬 洋

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、港湾におけるコスト縮減、天然資源に替わる再生材料利用や環境への配慮のために、近畿地方整備局管内の港湾整備において、リサイクル骨材を用いたコンクリートの港湾構造物への適用性に関する検討を行うものである。

本業務については、高度な知見に基づく技術力を有している必要があることから、4.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な高度な知見に基づく技術力を有する法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

港湾構造物におけるリサイクル骨材を用いたコンクリートの適用性の検討

(2) 業務内容

現在、近畿地方整備局管内の港湾整備では、リサイクル骨材を用いたコンクリートはほとんど使用されていない。リサイクル骨材は全国で種々なものがあるが、本業務では、近畿地方で入手が容易な銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ、フェロニッケルスラグを主たる検討対象とし、港湾構造物におけるリサイクル骨材を用いたコンクリートの適用性に関し、以下の2項目について検討する。

1) 銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグを用いたコンクリートの港湾コンクリート構造物への適用性の検討

- ・防波堤上部工を模した無筋コンクリートの施工実験を行い、対象コンクリートの施工性、養生方法および硬化後の諸性能（強度特性、収縮特性等）について検討を行う。

2) フェロニッケルスラグ骨材を用いたアスファルトコンクリートの港湾舗装への適用性の検討

- ・実港湾舗装の試験施工（別件工事、以下「試験施工」という。）の骨材を想定し、室内実験（ホイールトラッキング試験等）を実施する。

(3) 履行期限

平成 31 年 3 月 15 日

3. 業務目的

本業務は、港湾におけるコスト縮減、天然資源に替わる再生材料利用や環境への配慮のために、近畿地方整備局管内の港湾整備において、リサイクル骨材を用いたコンクリートの港湾構造物への適用性に関する検討を行うことを目的としている。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局(港湾空港関係)における平成 29・30 年度建設コンサルタント等に係る A 等級の一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
- ③ 参加意思確認書の提出期限日から見積書の開札の時までの期間において、近畿地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① リサイクル材料を港湾構造物に適用する際の施工性および耐久性並びに劣化に係る将来予測等に関する研究成果があり高度な技術的知見や経験を有していること。
- ② リサイクル材料を用いたコンクリートに関する基準類に関して、それら基準類の作成に関与するなど、基準類の作成の背景および内容の根拠に係る技術的知見を有していること。
- ③ 各種材料の長期暴露試験や重荷重に対する舗装材の耐流動性試験などを行える高度な技術力を有していること。

(3) 業務実施体制に関する要件

- ① 本業務について、受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町 7 番 30 号

近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 総務課 総務係

電話 078-331-0057 FAX 078-391-5680

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 30 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 11 日、(1) に同じ場所で交付。

ただし、交付期間のうち行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年 12 月 13 日法律第 91 号)第

1条に定める行政機関の休日（以下「休日」という）を除く毎日、9時00分から16時00分までとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び方法

平成30年4月12日までのうち、休日を除く毎日、9時00分から16時00分までとし、最終日は、14時00分までとする。

提出先は(1)に同じとし、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る）により（ファクシミリによるものは受け付けない）提出期間内（いずれの場合も提出期間内必着のこと）に提出すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は 5. (1) に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
：平成30年5月10日14時00分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係）における平成29・30年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のA等級の認定を受けていない場合も 5. (3) により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。